

神戸市吹付けアスベスト除去等補助制度補助金交付実施要綱

平成18年7月1日 市長決定
(局長最終改正 令和4年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、本市の区域内において、民間の既存建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、アスベスト調査事業又はアスベスト除去等事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)アスベスト 建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第一号に規定するものをいう。
- (2)アスベスト調査事業 建築物に施工されている吹付け建材についてアスベスト含有の有無に係る調査（以下「含有調査」という。）をすることをいう。
- (3)アスベスト除去等事業 建築物に施工されている吹付けアスベスト及びアスベストが0.1%を超えて含有される吹付けロックウールを除去し、封じ込め又は囲い込む（以下「除去等」という。）ことをいう。
- (4)事業 アスベスト調査事業又はアスベスト除去等事業をいう。
- (5)建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者（以下「調査者」という。）をいう。

(施行者)

第3条 施行者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1)補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）を所有する者又は共同住宅等の団体（建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者であること。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。法人等である場合には、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していないこと。

(補助対象建築物)

第4条 事業の補助対象建築物は次の各号に掲げるものとし、詳細は別に定める神戸市吹付けアスベスト除去等補助制度補助金交付実施要領（以下「要領」という。）によるものとする。

- (1)アスベスト調査事業 アスベストを含有する吹付け建材が施工されているおそれのある全て

の民間建築物を対象とする。ただし、当該建築物を除却する予定のないこと。

(2)アスベスト除去等事業 多数のものが利用する民間建築物であり、かつ含有調査の結果、吹付け建材にアスベストが施工されていると判明したものを対象とする。ただし、当該建築物を除却する予定のないこと。

(3)アスベスト調査事業及びアスベスト除去等事業に関し、他の国庫補助金が交付されていないもの。

(補助金)

第5条 市は、事業の施行者に対して、予算の範囲内で、次の各号に掲げる費用を補助することができる。

(1)アスベスト調査事業 調査者が調査する調査費用（消費税を除く。）の10分の10以内。ただし、千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額とする。

(2)アスベスト除去等事業 除去等工事の実施計画の策定等を調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施される対象部位の吹付けアスベスト等の除去等工事にかかる費用（消費税を除く。）の3分の1以内。ただし、千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 施行者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、事業ごとに補助金交付申請書（別記様式1）を作成し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（別記様式2）により当該施行者に通知するものとする。

2 施行者は交付の決定の通知を受けた後、分析機関又は施工業者と契約するものとする。

3 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

4 施行者は、第1項の補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金規則第9条に基づき補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに事業取下げ届出書（別記様式3）により申請の取下げをすることができる。ただし、市長が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

5 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

6 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（別記様式4）により当該施行者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第8条 施行者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5カ年間保存しなければならない。

(補助事業等の変更等)

第9条 施行者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（別記様式5）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは事業中止（廃止）承認申請書（別記様式6）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（別記様式7）又は事業中止（廃止）承認通知書（別記様式8）により、当該施行者に通知するものとする。

（補助事業の完了期日の変更）

第10条 施行者は、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、すみやかにその理由を付して、完了期日変更承認申請書（別記様式9）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了期日変更承認申請書の内容を審査し、やむをえないと判断したときは、完了期日変更承認書（別記様式10）により、当該施行者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告）

第11条 施行者は、市長に補助金規則第13条に掲げる報告を求められた場合、すみやかに事業遂行状況報告書（別記様式11）により、報告しなければならない。

（遂行命令等）

第12条 市長は、施行者が補助金規則第14条第1項各号に掲げる事項に従って遂行されていないと認めたときは、当該施行者に対し、これらの事項に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、施行者が前項の命令に違反したときは、当該施行者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 施行者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに完了実績報告書（別記様式12）及び要領に定める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、補助金規則第16条に基づき交付決定内容に適合すると認めたときは、当該年度の末日までに、補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額とを比較していずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記様式13）により当該施行者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第7条の補助金交付決定通知書（別記様式2）の交付決定額と同額であった場合については、補助金の額の確定通知書（別記様式13）を省略することができる。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した場合は、当該施行者から補助金交付請求書（別記様式14）を徴し、補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金を概算交付することができる。

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記様式15）により当該施行者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金規則第20条に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（別記様式16）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第16条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（別記様式16）により期限を定めて確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

3 前2項の場合において、返還の期限は、補助金の交付決定の取り消しの通知の日又は補助金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第13条の規定による完了実績報告書を受領した場合において、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に命ずることができる。

(施行細目)

第19条 補助要領、運用基準等、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

| 書 類 | 関係条文 | 様 式 |
|------------------|------|------|
| 補助金交付申請書 | 第6条 | 様式1 |
| 補助金交付決定通知書 | 第7条 | 様式2 |
| 事業取下げ届出書 | 第7条 | 様式3 |
| 補助金不交付決定通知書 | 第7条 | 様式4 |
| 補助金交付決定内容変更承認申請書 | 第9条 | 様式5 |
| 事業中止（廃止）承認申請書 | 第9条 | 様式6 |
| 補助金交付決定変更通知書 | 第9条 | 様式7 |
| 事業中止（廃止）承認通知書 | 第9条 | 様式8 |
| 完了期日変更承認申請書 | 第10条 | 様式9 |
| 完了期日変更承認書 | 第10条 | 様式10 |
| 事業遂行状況報告書 | 第11条 | 様式11 |
| 完了実績報告書 | 第13条 | 様式12 |
| 補助金の額の確定通知書 | 第14条 | 様式13 |
| 補助金交付請求書 | 第15条 | 様式14 |
| 補助金交付決定取消通知書 | 第16条 | 様式15 |
| 補助金返還命令書 | 第17条 | 様式16 |